

前号では藩主の湯治の例を紹介したので、今号では藩士の湯治の話をしよう。

江戸時代の侍の勤仕には細かい定めがあり、休暇(病氣、忌中、妻の出産等)の度に藩庁に願書を提出し、許可を得なければならなかった。湯治の場合も同様で、本人のみならず妻や母など、家族の湯治にも許可が必要だった。

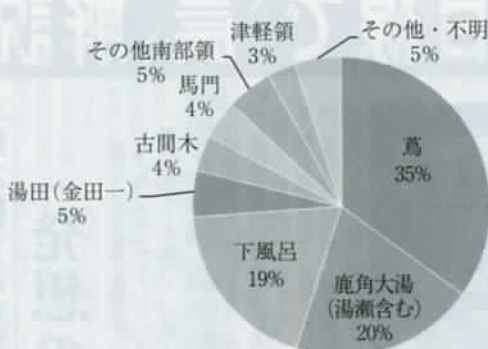
現在の青森県にあった諸藩の日記を見ると、湯治願

に記載されている湯

治願いは113件。

歴史に見る「温泉」③  
藩士の湯治  
中野渡 一耕  
(県民生活文化課 県史編さんグループ 主幹)

湯治の時期については、庶民と異なり、農繁期を避ける必要もないので、冬季を除いて一年中見られるが、3月〜5月頃が多いようである。湯治の理由については記載がないものも多いが、脚氣、痔疾、仙癩(腹や胸の辺りの激痛)、打身と言ったところが主である。科学的治療方法が無かった江戸時代、温泉療法でゆっくり治すしかなかった。



八戸藩史の湯治場所

(『八戸市史資料編1~10』より中野渡作成)

八戸藩士の三大湯治先は、いずれも盛岡藩領にあたる

蕨(十和田市)、鹿角大湯(秋田県鹿角市)、下風呂(風間浦村)であった。

蕨温泉のパンフレット類によると、同温泉はかつて十和田神社を参詣した八戸方面からの湯治客が多く、「八戸の湯」と称されていたという。なるほど、藩士達の間でも蕨温泉の人気は高い。しかし、現在でもか

二週間という単位で示される。一般的に庶民は二週り程度の湯治が多かったと言われるが、八戸藩士の場合、三週り、あるいは往復の行程を含めて25日〜30日というのが多い。蕨温泉で八戸から約60キロ、下風呂に至っては130キロもあるから、往復の日数だけで結構かかったと思われる。

江戸時代前期、貞享4年(1687)から、廃藩置県前の明治3年(1870)にいたるまで、同書

湯治の時期については、庶民と異なり、農繁期を避ける必要もないので、冬季を除いて一年中見られるが、3月〜5月頃が多いようである。湯治の理由については記載がないものも多いが、脚氣、痔疾、仙癩(腹や胸の辺りの激痛)、打身と言ったところが主である。科学的治療方法が無かった江戸時代、温泉療法でゆっくり治すしかなかった。

た。介護のため、妻や息子が付き添っている例も多い。中には効果が見られないので、湯治場所を替えた。介護のため、妻や息子が付き添っている例も多い。中には効果が見られないので、湯治場所を替えた。

「八戸市史資料編」に掲載されている記事はあくまで一部に過ぎないが、江戸時代の人々の生活を蘇らせてくれる。

蕨(十和田市)、鹿角大湯(秋田県鹿角市)、下風呂(風間浦村)であった。

蕨温泉のパンフレット類によると、同温泉はかつて十和田神社を参詣した八戸方面からの湯治客が多く、「八戸の湯」と称されていたという。なるほど、藩士達の間でも蕨温泉の人気は高い。しかし、現在でもか

二週間という単位で示される。一般的に庶民は二週り程度の湯治が多かったと言われるが、八戸藩士の場合、三週り、あるいは往復の行程を含めて25日〜30日というのが多い。蕨温泉で八戸から約60キロ、下風呂に至っては130キロもあるから、往復の日数だけで結構かかったと思われる。

た。介護のため、妻や息子が付き添っている例も多い。中には効果が見られないので、湯治場所を替えた。



明治期の蕨温泉 (県史編さんグループ蔵)  
明治初年には湯槽が二つあり、小屋が十棟囲んでいたという。